

一般事業主行動計画について

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間 平成27年6月1日～平成30年3月31日

2、内容

目標1 有給休暇の取得促進（前年度より5%以上の取得率を目指す。）

【対策】

- 平成27年6月～ 取得状況及び内容の調査把握、職員へのアンケート調査
- 9月～ 取得促進のための問題点、具体的な方法（計画年休制度の検討）
必要に応じて就業規則等の見直し、改定
- 平成28年3月～ 全職員に周知、取得促進啓発
- 4月～ 各事業所において2ヶ月ごとの有給休暇取得計画表を作成し促進を図る。
- 平成29年4月～ 実施状況確認及び問題点の検証、改善

目標2 男性職員を対象に、育児参加の啓発を行い、男性職員の育児休業の取得を促進する。併せて取得しやすい制度への見直しを行う。（計画期間内に1名以上の取得を目指す。）

【対策】

- 平成27年6月～ 取得に際しての課題検討、啓発事業実施内容の検討
- 10月～ 必要に応じて育児休業制度等の見直し、改定
- 平成28年1月～ 理解促進のため管理職に対しての研修会実施
- 4月～ 全職員に周知、啓発事業の実施
- 平成29年4月～ 実施状況確認及び問題点の検証、改善